

## 《募集要領について》



大落古利根川河川広場 貸出について

はじめに

春日部商工会議所では、水辺空間を利用した賑わい創出と魅力あるまちづくりの推進のための様々な活動を行っております。

この度、民間事業者の河川敷利用が可能になりましたので、広場で民間のアイデアを地域活性化に役立てて下さい。

### 1) 河川広場の貸出について

①貸出場所 大落古利根川河川広場（デッキ部分のみ）

（所在：春日部市粕壁東一丁目4番地先 面積  $50.0 \times 6.6 = 330 \text{ m}^2$ ）

②貸出時間 午前9時～午後9時まで

（貸出時間外の使用については事前にご相談下さい。）

### 2) 貸出料金について

①貸出料金 （準備～撤収の時間含む）

物販行為等の有無

	午前	午後	夜間	全日
（無し）	2,000 円	3,000 円	3,000 円	7,000 円
（有り）	3,000 円	4,000 円	4,000 円	10,000 円

（午前：9：00～12：00、午後：13：00～17：00、 夜間：17：30～21：00）

②その他 貸出料金に電気代は含みますので、電気の使用は可能です。

音響装置、照明等はありませんので、利用者で用意して下さい。

（容量に限りがありますので、電気調理器具等の使用はご遠慮下さい）

### 3) 貸出施設を利用できる団体について

①イベント目的利用

物販行為無し…広場を有効に活用し素敵な水辺空間を演出できる団体

物販行為有り…市内商店会組織及び商工会議所に加盟している団体（法人・個人）

#### 4) 申込みについて

- ①申込先 春日部商工会議所 春日部市粕壁東 2-2-29 電話 048-763-1122
- ②受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）
- ③申込方法 春日部商工会議所窓口にて申請書にご記入の上、使用料、企画書、団体の活動  
がわかる書類の他、必要書類を添えてお申込み下さい。

- ④受付開始 使用する6か月前の日

※会場の都合により事前申し込みできない場合があります。

- ⑤使用解約 使用申込みの許可を得た後、申込者の都合で使用の取り消しをされた場合、  
以下の基準によりキャンセル料を申し受けます。

使用当日から起算して

- 30日前まで・・・・・・・・・・キャンセル料なし
- 29日～7日前まで・・・・・・・・・・使用料の50%
- 6日～当日まで・・・・・・・・・・使用料の100%

※申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害でデッキの使用が不可能になった場合、使用料金は全額お返し致します。但し、その為に生じた損害の賠償は致しません。  
また、強風・雨天の為やむを得ず中止する際は、協議の上、振替日もしくは使用料金の返還を決めさせていただきます。

#### 【河川広場使用の制限】

大落古利根川河川広場は多くの皆様のご利用をお待ちしていますが、各種規定により、下記の場合は使用できません。

1. 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
2. 構造物（フェンス等）および附帯設備を破損するおそれがあるとき
3. 特定の営利事業に河川広場の名称を利用するとき
4. 特定の政党の利害に関する事業及び公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用する  
とき
5. 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援するために使用する  
とき
6. 管理上支障があるとき
  - 河川広場の設置目的に反すると認められるとき
  - 無許可での火気使用や、大音響、煙、臭気、騒音、振動などを発生させ、他の使用者や一般  
市民に不快感を与えたり、危険が及ぶ恐れがあるとき
  - 身体の危険を伴う恐れのある行為及び、使用者、他の使用者並びに一般市民に危険が及ぶ  
恐れがあるとき
  - 年齢を問わず教育上支障があると認められるとき
  - 申請書類の記載に虚偽が認められるとき
7. その他「大落古利根川河川広場利用調整協議会」等において不適切と認められるとき
8. イベント開催中であっても、洪水警報等河川広場に危険が及ぶ場合
9. 関係官庁からの中止命令が出た場合

### 【利用上の注意事項】

- ・ 使用中、準備、撤収時間も含め、申込者又は責任者は会場に常駐すること。
- ・ 使用日の2週間前までにスケジュール・プログラム・設営（レイアウト）・設備等について事務局と打ち合わせをすること。
- ・ 会場内での排水等は絶対に行わないこと。
- ・ ハードロック・ヘビーメタル・パンクロック等の演奏はしないこと。
- ・ 音量制限があります。PAを設置する場合は事前に申請すること。
- ・ 駐車場はありません。近隣住民の迷惑となりますので路上駐車はしないこと。
- ・ 公衆トイレを使用する時、道路は横断せず、横断歩道を使用すること。また、来場者に案内する場合も同様とし、交通事故の無いように配慮すること。
- ・ 非常口を確保し、通路、点字ブロックなどは荷物でふさがないこと。
- ・ 看板、ポスター、チラシ等は、所定の場所以外へ掲示しないこと。又、終了後は速やかに撤去すること。
- ・ 喫煙する場合は、喫煙所を設け、所定の場所以外での喫煙はしないこと。
- ・ 使用後のゴミはその日のうちに主催者側の負担で処理し、清掃し原状復帰すること。
- ・ 使用後は、「河川広場使用報告書」を提出すること。
- ・ 備品を使用した時は、十分に洗浄し返却すること。
- ・ 設備・備品は大切に使用し、付属施設（諸設備・器具・備品等）に破損、紛失等があった場合は事務局に連絡し、申込者の費用負担で弁償すること。
- ・ 広場の使用中（般入・搬出時も含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は申込者側の負担となりますので必ず保険に加入すること。又、使用期間中の観客の整理及び安全管理は申込者で責任をもって行うこと。
- ・ 関係諸官庁への届け出が必要な場合は、各自で事前に届出を行なうこと。届出の不備等で開催不能となった場合、事務局でその責任を負いません。また、この場合使用料の返還は致しません
- ・ 停電、故障その他の理由により損害を受けることがあっても、その補償の責めは負いかねますのであらかじめご了承ください
- ・ 使用の権利を他に譲渡・転貸はしないこと。
- ・ その他、広場の利用に関しては事務局の指示に従うこと